

新潟市ごみ収集事業者緊急支援事業

1. この事業について

原油価格高騰の影響により、ごみ収集運搬事業に影響がある状況の下、ごみ収集事業の維持のため、市内の一般廃棄物収集運搬事業者へ支援をすることを目的とした制度です。

2. 支援対象者

- (1) 市と家庭ごみ収集運搬業務委託契約を締結している事業者(し尿を除く)
- (2) 市内に本社又は営業所を持つ市の一般廃棄物収集運搬業の許可を受けている事業者

3. 支援内容

<支援額>

ごみ収集車両1台につき**3万円**

<対象車両>

最大積載量1.5トン以上であり、令和4年6月1日時点で下記のいずれかに該当

- (1) 市との家庭ごみ収集運搬業務委託契約委託の業務に使用している車両
- (2) 一般廃棄物収集運搬業の許可の業務に使用している車両
(当該許可を受ける際に市へ提出した車両名簿に掲載されている車両)

※ 上記(2)は、浄化槽汚泥収集の業務を含みます。

※ 同一車両で上記(1)(2)のどちらにも該当する場合でも支援額は1台3万円です。

裏面もご覧ください

4. 申請について

(1) 申請受付期間

令和4年7月22日(金) ~ 令和4年9月30日(金)

(2) 申請方法

郵送 又は 市の窓口(循環社会推進課・廃棄物対策課、各区役所※)

- 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、郵送申請にご協力ください。
- 市の窓口へ提出の場合、申請書類をお預かりのみで、その場で審査はしません。

※ 各区役所の窓口は、区民生活課(中央区は窓口サービス課) 生活環境係

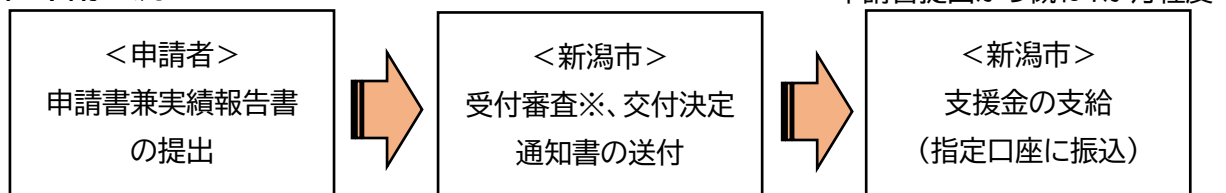
<郵送宛先> 〒951-8550 (住所不要)
新潟市役所 循環社会推進課 宛

- 送料は申請者側でのご負担をお願いします。
- 封筒裏面には差出人の住所・事業所名を必ずご記載ください。

(3) 申請に必要な書類の入手方法

- 新潟市ホームページからダウンロード 新潟市 ごみ 支援金 で 検索
- 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、窓口での説明は行いません。
ご不明な点は下記窓口へお問い合わせください。

(4) 申請の流れ



※ 循環社会推進課・廃棄物対策課で申請内容を審査のうえ、不備等がある場合はご連絡させていただきます。

(5) 注意事項

添付書類に、申請日時点の「市税の納税証明書(新潟市制度用)」が必要です。

<納税証明書の取得方法>

右のQRコードから市のホームページをご参照ください。



問い合わせ窓口(補助制度について)

新潟市 環境部 循環社会推進課 ☎ 025-226-1423
廃棄物対策課 ☎ 025-226-1403